

第5章 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる問題の解決を図るためには、市が率先して推進していくことはもとより、市民・事業所等の理解・協力の上で計画を着実に推進していくことが重要です。

そのため、庁内の推進体制を充実し、市民・事業所等の協力のもと、連携して計画を総合的かつ効果的に推進していくことが求められています。

1 庁内推進体制の充実

(1) 庁内推進組織の充実

本計画に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「男女共同参画推進会議」を中心に、各課と連携を図りながら、全庁的な取り組みを推進します。

(2) 共通の認識のもと男女共同参画を推進していくための職員啓発

全庁的な取り組みを推進していくためには、男女共同参画に関して共通の認識を持つことが必要です。研修会等を通じて、職員への意識啓発を行います。

2 市民参画による推進

(1) 市民参画による推進組織

広く市民の意見を施策に反映させるため、地域・教育関係・事業所・学識経験者等及び市民で構成される男女共同参画推進市民会議を開催し、本計画の進捗状況の把握や市の事業推進に対し提言します。

(2) 市民参画の推進

男女共同参画の推進に、主体的に取り組んでいる市民・事業所等の取り組みを支援し、連携を図っていきます。

3 国・県との連携及び協力

男女共同参画の総合的な推進のために、国・県との連携・協力を努めます。

4 数値目標の設定による推進

男女共同参画の計画を実効性のあるものとするためには、実施した施策の成果や達成状況を数値により示すことが重要です。本計画では男女共同参画社会の実現に向け、特に課題となっている事項について、目標となる数値を設定し、示すこととしました。これらの目標値は、計画終了年度となる平成 25 年度中の達成を目指し、毎年、年次報告の中で進捗状況を報告していくこととします。

基本目標	項目	数値目標		
		現 状 (H19 年度)	目標値 (H22 年度)	目標値 (H25 年度)
男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発	「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という性別役割分担意識にとらわれない人の割合	60.2%	65.0%	70.0%
	市で発行している男女共同参画情報紙を読んで、男女共同参画社会の必要性を理解した人の割合	読んだ人 26.4%	35.0%	50.0%
		理解した人 71.2%		
社会のあらゆる分野における男女共同参画の推促進	市の一般行政職における管理監督職（係長相当職）に占める女性の割合	10.8%	12.0%	15.0%
	管理職（課長相当職）に占める女性の割合	4.1%	4.5%	5.0%
	審議会等における女性登用率	26.5%	30.0%	35.0%
	家庭において、男女平等と思う人の割合	25.7%	35.0%	50.0%
男女が共に能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり	男女の役割分担に基づく慣行の是正など、職場の改善・風土の改善に取り組んでいる事業所の割合	17.9%	25.0%	30.0%
	男性の1日平均家事時間	38分 (H18年総務省「社会生活基本調査」より)	45分	50分
男女の生涯を通じた心身の健康づくりの充実	心身ともに「健康」であると思う人の割合	35.2%	42.0%	50.0%
	DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）の概要を知っている市民の割合	10.6%	20.0%	30.0%

5 施策の進捗状況の点検・評価

数値目標による計画の進捗状況を点検・評価し、その結果を市民に公表するとともに、効果的な推進を図っていきます。